

## 第23 変更許可を要しない軽微な変更 (平14. 3. 29 消防危第49号)

### 1 基本的事項

#### (1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

#### (2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

#### (3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

#### (4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、全てが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することは適当ではない。

したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられることから、変更許可を要しないものとする。

軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」（以下「確認を要しない軽微な変更工事」という。）及び事前に製造所等変更届による資料を提出することにより確認を要する軽微な変更工事（以下「変更届を要する軽微な変更工事」という。）に区分する。「確認を要しない軽微な変更工事」及び「変更届を要する軽微な変更工事」の場合において、火災予防上危険な作業を伴うものにあつては「製造所等危険作業届」を要する。

なお、「変更届を要する軽微な変更工事」については、変更の内容及び工事の内容を確認することによって変更許可を要する場合もあり得る。

### 2 具体的な運用に関する事項

## 第 23 変更許可を要しない軽微な変更

- (1) 変更届を要する軽微な変更工事（火災予防上危険な作業を伴うものにあつては製造所等危険作業届を要する。）

工事の内容が軽微ではあるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「変更届を要する軽微な変更工事」として工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認したうえで変更許可の手続きを要しないものとする。

- (2) 確認を要しない軽微な変更工事（火災予防上危険な作業を伴うものにあつては製造所等危険作業届を要する。）

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しないものとする。

- (3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

- ① 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- ② 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ③ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- ④ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

- (4) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「変更届を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「変更届を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の変更届を要する軽微な変更工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

- (5) 変更届を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する例示にあつては、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 に掲げる例示以外の内容で、別表 1 の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

### 3 火花を發する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接、溶断等火花を發する器具等を使用す

る工事であって、安全対策上仮設防火扉等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等が確認される場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

#### 4 その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、「軽微な変更工事」を実施した場合は、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、「軽微な変更工事」を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

### 別表 1 製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い

#### 第 1 定義

##### 1 一般的事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。</li><li>2 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。</li><li>3 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。</li><li>4 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。<br/>※「新設」は「増設」に含まれる。</li><li>5 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。</li><li>6 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、</li></ol> |
|--|

第 23 変更許可を要しない軽微な変更

第 2 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	変更届を要する軽微な変更工事 (危険作業が伴うものは危険作業届も 要する)	確認を要しない軽微な変更工事（危険 作業が伴うものは届を要する）
1 建築物、工作物 (建築物)		
・屋根(キャノピー含む)、壁、柱、床、はり等		補修
・ひさし(張り出し長さ1m以上のもの)		補修
・ひさし(張り出し長さ1m未満のもの)	撤去、取替	補修
・防火区画		補修
・防火上重要でない間仕切り壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
・内装材		撤去、取替、補修
・防火設備、防火戸の自動閉鎖装置		取替、補修
・ガラス、窓枠又は窓		取替、補修
・階段		取替、補修
・地盤面		補修(クラックの補修に限る)
〈工作物〉		
・保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修
・架構		補修
・配管、設備等の支柱、架台	取替	補修
・配管、設備等の支柱、架台の耐火措置	取替	補修
・歩廊、はしご等		取替、補修
〈保有空地〉		
・植栽	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
2 タンク等 (基礎等)		
・犬走、法面、コンクリートスラブ	補修(クラックの補修に限る)	
・地下タンクの上部スラブ	補修(クラックの補修に限る)	
〈構造等〉		
・屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修	
・屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修
・階段、はしご、手すり等	取替	補修
〈設備等〉		
・タンク元弁		取替、補修
・通気管(地上部分に限る)	取替、改造(無弁通気管を大気弁付通 気管又は大気弁付通気管を無弁通気管 に変更する場合に限る)	補修
・サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等	取替	補修
・内面コーティング(屋外貯蔵タンクを除く)	増設	取替、補修
・既設ノズルを利用した液面計、温度計等	増設、移設	改造、取替、撤去、補修
・雨水侵入防止措置		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・感震器(電気遮断機)	増設、移設、撤去	取替
・20号タンクに付随する加熱装置		補修
・20号タンク	撤去	
3 危険物設備等 (配管等)		
・配管(地下配管及び移送取扱所を除く)	補修、撤去、取替(概ね2m以上10m以 下、かつ、全長の1/2以下のもの)	
・配管(地下配管及び移送取扱所を除き、フランジ で接続されるものに限る)	補修、撤去	取替
・2m程度の短配管(地下配管及び移送取扱所に 係るものを除く)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修

第 23 変更許可を要しない軽微な変更

・配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管(移送取扱所を除く)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・配管のベントノズル、ドレンノズル、サブリングノズル等(移送取扱所を除く)	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・可とう管継手	取替(認定品以外)	取替(認定品)
・配管の過熱装置(蒸気、温水を用いたものを除く)	取替	補修
・配管の過熱装置(蒸気、温水を用いたものに限る)		取替、補修
・配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます		取替、補修
・漏えい検査管	取替(頂部に限る場合を除く)	取替(頂部に限る)、補修
・漏えい検知設備	取替	補修
・給油ホース、給油ノズル、結合金具		取替、補修
〈機器等〉		
・熱交換機	撤去	取替、補修
・ポンプ設備(移送取扱所を除く)	撤去、取替	補修
・熱交換機のチューブハンドル		取替
・熱交換器に付属する送風設備(電動機を除く)、散水設備等		取替、補修
・ストレーナ、弁等(移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く)	撤去	取替、補修
・攪拌装置	撤去	取替、補修
・炉材		取替、補修
・反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)		取替、補修
・加熱又は乾燥設備に付属する送風、集塵装置(電動機以外)	撤去	取替、補修
・波返し、とい、受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修
・ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く)	取替、撤去	補修
・ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く)	撤去	取替、補修
・ガス回収装置	増設、撤去、取替	補修
・保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く)		撤去、取替、補修
・排出設備(ダクト等を含む)	取替	補修
・換気設備(ダクト等を含む)		取替、補修
・電気防食設備		取替、補修
〈制御装置、安全装置等〉		
・圧力計、温度計、液面計、計量装置計測装置等の現場指示型計装設備	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・安全弁、破裂板等安全装置		取替、補修
・温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置(駆動源、予備動力源等を含む)	取替	補修
・緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む)	取替	補修
・地下タンクのマンホールプロテクター	取替(嵩上げを含む)	補修
4 防油堤及び排水設備等		
・防油堤(仕切堤を含む)		補修
・防油堤水抜弁、防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
・防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの)	取替	補修
・防油堤の階段(防油堤と一体構造でないもの)	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
・防油堤の点検歩廊	移設、取替(防油堤と一体構造のもの)	取替(防油堤と一体構造でないもの)、補修
〈排水溝等〉		
・排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等	取替、撤去(CNG設備に係るものに限る)	補修
・ブランケット、地盤面又は舗装面(地下タンクの上部スラブを除く)		補修(クラックの補修に限る)
5 電気設備		
・電気設備	増設、移設、改造(危険場所の防爆機器を設置するものを含む)	取替、補修、撤去

## 第 23 変更許可を要しない軽微な変更

・避雷設備	取替	補修
・静電気除去装置		取替、補修
注：電気設備において給油取扱所に急速充電設備を新たに設置する場合は、「増設」に該当せず、「変更許可」を要する。 また、急速充電設備の設置位置を変える場合には「移設」に該当せず、「変更許可」を要する。		
<b>6 消火設備及び警報設備 (消火設備)</b>		
・消火設備(全般)		補修
・ポンプ又は消火薬剤タンク	取替	補修
・消火薬剤		取替(薬剤の種類の変更を含む)
・第1～3種消火設備(散水、水幕設備を含む)の配管、消火栓本体泡チャンバー等の放出口等	取替(泡ヘッドを除く)	取替(泡ヘッドに限る)
・第1～3種消火設備の弁、スレナー、圧力計等		取替、補修
・第4、5種消火設備	増設、移設	取替、補修
<b>(警報設備)</b>		
・自動火災報知設備の受信機、感知器		取替、補修
・警報設備(上記を除く)	増設、移設、改造、取替	補修
<b>7 その他</b>		
・標識、掲示板	増設、移設	取替、補修

### 第 3 具体的例示 (施設別事項)

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	変更届を要する軽微な変更工事	確認を要しない軽微な変更工事
<b>【製造所及び一般取扱所】</b>		
・ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替、補修
・塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修
・運搬容器の充てん設備	撤去、取替	補修
・固定注油設備		取替(基準適合品に限る)、補修
・NaS電池のモジュール	取替(半数未満に限る)	
<b>【屋内貯蔵所】</b>		
・ラック式以外の棚	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・ラック式棚	取替	補修
・冷房装置等	取替	補修
<b>【屋外タンク貯蔵所】</b>		
・ローリングラダー、浮き屋根のシール材、ルーフトレイン、浮き屋根のウェザーシールド ※全て浮き屋根に設ける設備	取替	補修
・ポンツーン	補修	
・保温(冷)材	取替	補修
・流出危険物自動検知警報装置	取替	補修
・コーティング	増設、移設、改造、取替、撤去	補修
<b>【屋内タンク貯蔵所】</b>		
・出入口の敷居		取替、補修
<b>【簡易タンク貯蔵所】</b>		
・固定金具		取替、補修
<b>【移動タンク貯蔵所】</b>		
・底弁	補修	
・底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替	補修
・マンホール又は注入口のふた		取替、補修
・マンホール部の防熱又は防塵カバー		取替、補修
・品名数量表示板	移設	増設、改造、取替、補修
・Uボルト		取替、補修
・可燃性蒸気回収設備(ホース含む)		取替、補修
・注入ホース		取替、補修
・箱枠	取替、補修	

第 23 変更許可を要しない軽微な変更

・国際輸送用積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設	
・コンタミ防止装置	増設、移設、改造(エア等による底弁、吐出弁の作動方式を除く。危険場所に防爆機器を設置するものを含む)	撤去、取替、補修
<b>【屋外貯蔵所】</b>		
・周囲の棚等		取替、補修
・ラック式棚	取替	補修
・固体分離槽	取替	補修
・シート固着装置		取替、補修
<b>【給油取扱所】 (工作物)</b>		
・防火塀、犬走、アイランド等		補修
・犬走等のスロープ	増設、移設、改造	補修
・サインポール、看板等	増設、移設、改造(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	撤去、取替、補修
・セルフ給油取扱所である旨の表示		取替、補修
・日除け等(キャノピーを除く)	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・車両衝突防止装置	移設、改造、撤去	取替、補修
<b>(給油機器等)</b>		
・給油量表示装置	増設、移設、改造(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	取替、補修
・カードリーダー等省力機器(POS等)	増設、移設、改造(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	撤去、取替、補修
・クイックサービスユニット	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・通気管の可燃性蒸気回収装置	増設	撤去、取替、補修
・タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造	取替、補修
・固定給油設備、固定注油設備等を構成する設備 (認定品及び試験確認済に限る)	取替、撤去	補修
・セルフ用制御装置(可搬式のものを含む) セルフ用監視機器、放送機器等	取替	補修
・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の給油ノズルの静電気除去、危険物が飛散しないための措置	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
注1：固定給油設備において、次の場合は「取替」に該当せず、「変更許可」を要する。		
① 認定品(基準適合品)以外のものに取り替える場合		
② 長さ3mの給油ホースの固定給油設備等を長さ5mの給油ホースの固定給油設備等に取り替える場合		
③ 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合		
④ ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合		
⑤ 吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合(例：ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ)		
⑥ シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合		
⑦ ホーススライド機能を追加する場合		
⑧ 固定給油設備等の外装を大きくする工事に伴い、危険場所の範囲が拡大される場合		
⑨ 油種判定機能を追加又は削除する場合		
注2：可燃性蒸気流入防止構造において、次のものは「取替、補修」に該当せず、「変更許可」を要する。		
① 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から当該構造を有する固定給油設備等に取り替える場合		
② 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から当該構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合		
③ 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合		
<b>(その他設備機器等)</b>		
・オイルキャビネット		撤去、取替、補修
・洗車機、蒸気洗浄機、部品洗浄台、混合燃料 調合器、尿素水溶液供給機、スピードメーター、 サイドスリップテスター、オイルサービスマニュアル、プレキスター、 オートリフト、ウォールタンク	取替(洗車機のレール長の延長は、「変更許可」を要する)、撤去	補修

## 第 23 変更許可を要しない軽微な変更

・自動車の点検等に使用する機器等 (スプレー洗浄器、マット洗い機、バキュームクリーナー、 タイヤチェンジャー、ホイールバルナー、エアコンプレッサー、エアスタント <sup>※</sup> 、オイルチェンジャー、オートアライザー、バッテリーチャージャー、 エアークリーナー、バッテリーテスター、ルブリケーター、 スパークプラグテスター等)		増設、移設、改造(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)、取替、撤去、補修
・緊急用発電機、可搬式ポンプ	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
<b>〈CNG等の設備〉</b>		
・受入設備本体	取替	
○圧縮機		
・本体、異常高圧防止用自動停止装置	取替、撤去	補修
・逆止弁	撤去	取替、補修
○充てん用ポンプ機器		
・本体	取替	
○貯蔵設備		
・本体	撤去	補修
・障壁	取替、撤去	補修
○ディスプレイペンサー		
・本体	取替、撤去	補修
・充てんホース	撤去	取替、補修
○ガス配管		
・地上配管	撤去	取替、補修
・地下埋設配管	取替、撤去、補修	
・ガス検知警報設備、緊急供給停止装置、起動装置	取替、撤去	補修
○防火設備		
・ポンプ機器、地上配管	撤去	取替、補修
・地上埋設配管	取替、撤去、補修	
・起動装置	取替、撤去	補修
○その他		
・圧縮天然ガス等充てん設備の付随設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
<b>〈単独荷下ろしに係る安全対策設備〉</b>		
・コンタミ防止装置、過剰注入防止装置	増設(性能評価を受けたものに限る)、 取替	
・タンク貯蔵量表示装置	増設、取替	
・照明設備	増設(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	取替(非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)
・消火器、乾燥砂、緊急用電話、DCDボックス	増設	取替
<b>【販売取扱所】</b>		
・延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ幕	取替	補修
・棚		取替、補修、撤去
<b>【移送取扱所】</b>		
・土盛り等漏えい拡散防止設備、衝突防護設備		取替、補修
・監視小屋	増設	取替、補修
・ポンプ設備	補修	
・切替弁、制御弁等		取替、補修
・緊急遮断弁、ピグ取扱装置、感震装置	取替	補修
・巡回監視車、防眩材、漏えい検知口		取替、補修
・漏えい検知装置	取替	補修



第 4 具体的例示（その他）

変更届を要する軽微な変更工事
【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い】
・ 固定給油設備、固定注油設備の修理又は計量検定のための一時的な撤去、取付け及びこれに伴う代替の固定給油設備、固定注油設備の一時的な新設及び撤去の一連工事。
【常置場所の変更】
・ 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更
・ 同一敷地内における屋内から屋外への常置場所の変更
・ 同一敷地内における屋内から屋内(同一建物に限る)への常置場所の変更
【タンク本体に係る補修工事】
・ タンク本体に係る補修工事(別添 2)
【地下タンク内面コーティング】
・ 既設のマンホールを利用してコーティングを行う場合(新たにマンホールを設置し、コーティングを行う場合は「変更許可申請」及び「完成検査前検査」を要する(資料編第 4-13.1(3)参照)
変更届を要しない軽微な変更工事
【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い】
・ 塗装工事
・ 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連の工事
【土壌調査に伴う工事の取扱い】
・ マンホールを設置しない地盤面のボーリング(土壌汚染対策法に関する一時的な表層ガス調査等)

別表 2 タンク本体に係る補修工事 (平 9. 3. 26 消防危第36号通知)

1 用語の意義		
(1) 「重ね補修」 : 母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修 (タンク付属物取付用当て板を除く)		
(2) 「肉盛り補修」 : 母材及び部材の表面に金属を溶着する補修		
(3) 「溶接部補修」 : 溶接部を再溶接する補修 (グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く)		
2 変更届を要する軽微な変更工事となる溶接工事		
項目	内 装	条 件
(1) 付属設備 (タンク付属物 取付用当て板 を含む)	① 階段ステップ、配管サポート、点検用 架台サポート、アース等の設備の取付工 事	
	② ノズル、マンホール等に係る肉盛り補 修	
	③ 屋根板及び側板の溶接部 (タンク内容 積から空間容積を引いた容量の危険物を 貯蔵する場合に、危険物に接する部分の 側板をいう。以下同じ。) 以外の部分 (以 下「気相部」という。) におけるノズル、 マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板 (圧力タンク及 び浮き屋根式 タンクを除く)	① 重ね補修工事	1 箇所当たり0.09㎡以下 で合計3箇所以下
	② 肉盛り補修工事	
(3) 側板	① 気相部における重ね補修工事	1 箇所当たり0.09㎡以下
	② 気相部における肉盛り補修工事	
	③ 溶接部における肉盛り補修工事 (溶接継手から該当母材の板厚の5倍以 上の間隔を有しているもの)	1 箇所当たり0.003㎡以下 で、かつ、母材1枚に対し て3箇所以下
(4) 底板	① 側板内面から600mmの範囲以外のアニ ュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底 部板面積の1/2未満で別表3の分類欄 が○の工事 (特定屋外貯蔵タンク以外の 屋外貯蔵タンク (以下「特定以外の屋外 貯蔵タンク」という。) にあつては、こ れに相当する工事をいう。)	1 箇所当たり0.09㎡以下 で合計3箇所以下

	<p>② 側板内面から600mmの範囲以外のアニ ュラ板又は底板の肉盛り補修工事(溶接 部から当該板の板厚の5倍以上の間隔 を有して行うもの)</p>	<p>1箇所当たり0.003m<sup>2</sup>以 下で、かつ、全体補修が ア 特定以外の屋外貯蔵タ ンク：0.03m<sup>2</sup>以下 イ 1万kl未満の特定屋外 貯蔵タンク：0.06m<sup>2</sup>以下 ウ 1万kl以上の特定屋外 貯蔵タンク：0.09m<sup>2</sup>以下</p>
	<p>③ 側板内面から600mmの範囲以外の底板 に係る溶接部補修工事</p>	<p>1箇所当たり長さ0.3m 以下で、かつ、全体補修が ア 特定以外の屋外貯蔵タ ンク：1.0m以下 イ 1万kl未満の特定屋外 貯蔵タンク：3.0m以下 ウ 1万kl以上の特定屋外 貯蔵タンク：5.0m以下</p>
<p>(5) 製造所等の タンク</p>	<p>屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱 所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タン クについても上記と同様</p>	

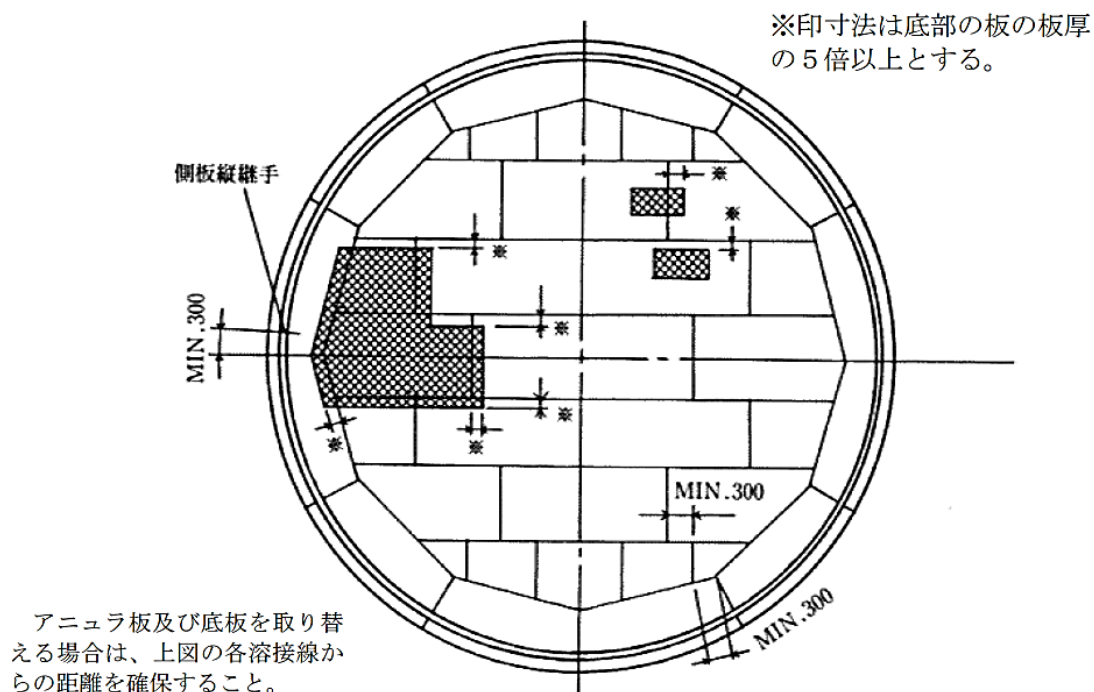
別表 3 アニュラ板又は底板の重ね補修

補修場所	内 容		条 件	分類
アニュラ板・ 底板	当て板・ はめ板	側板より600mm以外で底部板 面積の1/2未満	第23-1図を満足する	○
			第23-1図を満足しない	—
	取替		第23-1図を満足する	○
			第23-1図を満足しない	—
	肉盛り補修		第23-1図を満足する	○
			第23-1図を満足しない	—

第23-1表 肉盛り補修

材 質	肉盛り溶接可能面積	
	1箇所に対し	板1枚に対し
軟鋼 (SS, SM, SB材等)	200cm <sup>2</sup> 以下	0.06m <sup>2</sup> 又は板面積の3%のいずれか小さい値
高張力鋼・低合金鋼	100cm <sup>2</sup> 以下	0.03m <sup>2</sup> 又は板面積の2%のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50mm以上離すこと。



第 23-1 図 底板（アニュラ板を含む。）における当て板及び板取替

当板の種類	位置	処置
タンク 付属物 取付 用当て板	底板上 アニュラ板 (※)	当て板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当て板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。
タンク 底板 腐食部 補修用当て板	底板上 アニュラ板上 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当て板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。

※アニュラ板上に取り付けるタンク付属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。